

凡　　例

1. 数値の単位未満の処理は原則として、枚数・金額は切り捨て、増減率・構成比等の比率は四捨五入。このため合計とは一致しないことがある。

2. 記載例

—=該当数字なし …=数字不詳 0 = 単位未満 r = 訂正数字
B = B印までの数字と次期以降との数字は不連続

3. 照会先

一般社団法人全国銀行協会 パブリック・リレーション部（統計） Tel : 03-6267-7545

決済制度等の概要

1. 内国為替制度

国内の金融機関の間で振込等に関する為替通知の授受とその決済を行うための制度を内国為替制度といい、この制度の中心となるのが全国銀行データ通信システム（全銀システム）である。全銀システムは、振込等の内国為替取引を、コンピュータと通信回線を利用してオンライン処理するシステムとして、1973年4月に発足したもので、都市銀行から農業協同組合・ゆうちょ銀行までわが国のほぼすべての預金取扱金融機関が参加している。

内国為替制度の運営は、発足以来、社団法人東京銀行協会が行ってきたが、2010年4月に「資金決済に関する法律」が施行されたことを受けて、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが資金清算業の免許を受けて、2010年10月以降、この業務を引き継いで行っている。

全銀システムは、加盟金融機関が受取額と支払額の差額を一定時刻に決済する仕組みになっているが、金融機関が決済金額を支払うことができないと、内国為替制度の機能が停止する危険が発生する。これを「決済リスク」というが、全銀システムでは、この決済リスク対策の一環として、「仕向超過額管理制度」の導入や、金融機関が決済金額を支払えなくなった場合に備えて、加盟金融機関からの担保差入れにより、決済金額の支払いを制度的に保証する仕組みを導入している。

なお、全銀システムは、発足以来、取扱データ量の増加等に対応するため数次のシステム更改を行っている。2011年11月からは、1億円以上の取引を日本銀行においてRTGS処理する等の特徴を備えた第6次システムが稼動した。2018年10月からは、全銀システムの稼動時間を拡大し、これまでの平日日中のみ（コアタイム）可能だった振込を平日夜間・土日祝日（モアタイム）にも可能とするモアタイムシステムが稼動し、これにより全銀システムの24時間365日稼動が実現した。また、2019年11月からは、収容能力・

処理能力の増強に加え、サイバーセキュリティ対策の強化および電力消費量の削減を図った第7次システムが稼動している。

このほか、2018年12月からは、全銀EDIシステムが稼動して、企業間の振込電文をXML電文(ISO20022)へ移行し、支払企業から受取企業に振込を行う際に、様々なEDI情報(支払通知番号、請求書番号等)を添付することが可能となった。これにより、受取企業においては売掛金等の消込作業の効率化、支払企業においては入金照合に関する問合せ対応の削減などが期待される。

2. 外国為替円決済制度

外国為替円決済制度とは、外国為替市場における売買に伴う円代金の支払いやコルレス勘定の振替、円建仕向送金等の外国為替取引に伴う銀行間の円資金の決済を集中的に行う制度である。

この制度は、1980年10月に社団法人東京銀行協会(現在の一般社団法人全国銀行協会)の運営により発足した。発足当初は、支払指図の交換を立会交換方式で実施し、算出された交換尻は日本銀行にある当座勘定の振替により決済していたが、1989年3月からは支払指図の交換および決済(2008年10月からは日銀当座預金の同時決済(流動性節約型のRTGS*)または通常決済(従来型のRTGS))についての事務を日本銀行に委託し、日銀ネットを利用してオンライン処理を行っている。

2002年5月にCLS銀行(外貨売買に伴う時差リスク解消のための特別目的銀行)が本制度に参加し、CLS決済(多通貨同時決済)を実施している。

* 決済資金に足る支払指図の組合せ(2者間、全参加者間)を探査し、複数の支払指図を同時決済することにより、従来型のRTGSに比べ流動性節約につながるとともに、時点ネット決済に内在していたシステム・リスクが削減される。

3. 全国キャッシュサービス(MICS)

全国キャッシュサービス(MICS:Multi Integrated Cash Service)とは、1990年2月に稼動した、民間金融機関の各業態(用語の説明「7.CDオンライン提携取引状況」記載の9業態)相互間のCD・ATMのオンライン提携ネットワーク網である。これにより、MICS加盟金融機関が発行するキャッシュカードの保有者は、全国の金融機関の大部分のCD・ATMを利用して現金の引出し、残高照会などができるようになっている。

一般社団法人全国銀行協会は、このMICSの事務運営を受託している。また、業態内のオンライン提携ネットワーク網であるBANCS、SOCSおよびLONGSの事務運営も受託している。

4. 全国銀行個人信用情報センター

全国銀行個人信用情報センターは、消費者信用の円滑化等を図るために、一般社団法人全国銀行協会が設置、運営している個人信用情報機関であり、ローン等に関する個人信用情報を登録し、会員における与信取引上の判断のための参考資料としてこれを提供している。また、同センターは、(株)シー・アイ・シーおよび(株)日本信用情報機構との間で個人信用情報の一部の相互交流を実施している。

同センターの会員は、センターを利用することにより、消費者等への過剰貸付（多重債務）の防止や審査事務の迅速化を図っている。

5. マルチペイメントネットワーク

マルチペイメントネットワークとは、国庫金、地方税等の税金のほか、公共料金や民間企業への代金等の支払について、顧客の利便性向上を図るとともに、官公庁、地方公共団体、収納企業および金融機関の事務効率化を目的として構築された電子決済スキームである。この電子決済スキームを活用して実現されているサービスを「ペイジー（Pay-easy）」と呼ぶ。

このマルチペイメントネットワークの構築・運営を行う団体として、2001年3月に日本マルチペイメントネットワーク運営機構が設立され、2010年6月から、社団法人東京銀行協会（2011年4月1日から一般社団法人全国銀行協会に改組）がその事務運営を受託している。

（参考）民間金融機関間の支払決済システム

（単位：百万件、兆円）

支払決済システム	参加金融機関等	件数（注1）	金額
全国銀行データ通信システム (全銀システム)	• 都銀、地銀、信託、第二地銀協加盟銀行 112 (モアタイムシステム参加：108) • 信金中金・信用金庫 255 (モアタイムシステム参加：254) • 全信組連・信用組合 142 (モアタイムシステム参加：138) • 農中、信連、信漁連、農協 583 (モアタイムシステム参加：583) • 外銀、労金連、労働金庫、商中等 38 (モアタイムシステム参加：31)	1,980	3,535
外国為替円決済制度 (日銀ネットを利用)	• 都市銀行 5 • 地方銀行 61 • 信託銀行 6 • 第二地銀協加盟銀行 23 • 信金中金・信用金庫 22 • 外国銀行等（含むC L S銀行） 66 合計 183	7	5,455

（注）参加金融機関等の数は2023年12月末現在、件数（枚数）・金額は2023年中のものである。

用語の説明

1. 内国為替取扱状況

(1) 内国為替取扱状況

① 他行為替取扱高

加盟銀行相互間における内国為替取引のうち、為替通知の授受に全銀システムを利用した為替取引および資金決済のみ全銀システムを利用して行う取引に係る計数（コアタイム中、モアタイム中の計数の合算）である。

なお、a. 電文の取消、訂正等為替取引に付随して生ずる資金決済取引に係る計数、
b. 文書為替のうち電子交換所（2022年11月2日以前は手形交換所）を通じて行う「交換振込」に係る計数、c. バンキング九州共同オンラインシステム、全国信用金庫データ通信システム、全国信用組合データ通信システム、全国労働金庫データ通信システムおよび系統為替オンラインシステムの共同システム内で処理される為替取引に係る計数は含まない。

振込のうち「メール振込」は、資金決済のみ全銀システムを利用する為替取引である。「給与振込」は、給与の振込通知を全銀システムを利用して送達する給与振込の計数である。

「テレ為替・MTデータ伝送・新ファイル転送」の計数は、テレ為替の「振込」（一般的の振込は発信日基準、先日付振込は振込指定日基準）とMTデータ伝送および新ファイル転送による「先日付振込」「貸付信託収益配当金振込」（以上振込指定日基準）、「年金給付金振込」「株式配当金振込」（以上支払開始日基準）の合計である。「文書為替・メール振込」の計数は、MTデータ伝送および新ファイル転送を利用した「文書為替」（取組日基準）とテレ為替のメール振込（資金請求電文発信日基準）の合計である。

「送金」「代金取立」の計数は発信日基準であり、「給与振込」の計数は振込指定日基準である。

② 業態別為替取扱高

①の他行為替取扱高を業態別に分類したものである。

③ 他行為替決済高

加盟銀行相互間における内国為替取引（為替取引および資金決済取引（雜為替を含む。））のうち、全銀システムを利用した取引の日本銀行当座預金勘定における決済高の計数である。

「大口内為取引」とは、一件あたり1億円以上の為替取引（給与振込および賞与振込を除く）である。

この統計計数は、決済日基準である。したがって、上記の「他行為替取扱高」および「業態別為替取扱高」の計数とは一致しない。

④ 共同システムにおける他行為替取扱高

加盟銀行相互間の内国為替取引のうち、全銀システムを経由しない取引（バンキング九州共同オンラインシステム参加の第二地方銀行協会加盟の地方銀行相互間、信用

金庫相互間、信用組合相互間、労働金庫相互間および農中・信連・信漁連・農協相互間）に係る計数である。

この統計計数は、発信日基準である。ただし、全国信用金庫データ通信システム、全国信用組合データ通信システムおよび全国労働金庫データ通信システムの先日付振込、給与振込については、振込指定日基準である。

⑤ その他

a. 送金

地方公共団体からの支払いに利用されるもので、送金小切手を用いる。

b. 振込

資金の受取人が銀行口座をもっている場合に利用され、依頼人の依頼により受取人の指定口座に資金が入金される。

c. 代金取立

銀行が取引先から受け入れた手形・小切手等を他行に取立を依頼し、郵送等による取立後、取立てり金が顧客の預金口座に入金される。

(2) 全銀 EDI システム取扱状況

① 全銀 EDI システム取扱高

企業が全銀 EDI システムを利用して行う以下の取引に係る計数（XML ファイル数および XML ファイルのレコード件数（明細））である。

なお、企業と全銀 EDI システムとの接続方法には、一括ファイル伝送（FB）とインターネットバンキング（IB）がある。

a. 「総合振込」は、支払企業が受取企業への一括振込を XML 形式で送信する取引のうち、全銀 EDI システムを通じて仕向金融機関に振込情報を送信した取引に係る計数である。

b. 「振込入金通知」は、支払企業からの振込入金情報について、受取企業が全銀 EDI システムを通じて被仕向金融機関から XML 形式で取得した取引に係る計数である。

c. 「入出金取引明細」は、振込の受取口座における入出金取引情報について、受取企業が全銀 EDI システムを通じて被仕向金融機関から XML 形式で取得した取引に係る計数である。

② クライアント証明書発行枚数

一括ファイル伝送（FB）で接続する企業向けに全銀ネットが発行したセキュリティ確保のための電子証明書の取得枚数である。なお、一企業は複数枚のクライアント証明書を取得することができる。

③ 接続加盟銀行数

全銀 EDI システムに接続している加盟銀行数を一括ファイル伝送（FB）とインターネットバンキング（IB）の接続方法ごとに示したものである。

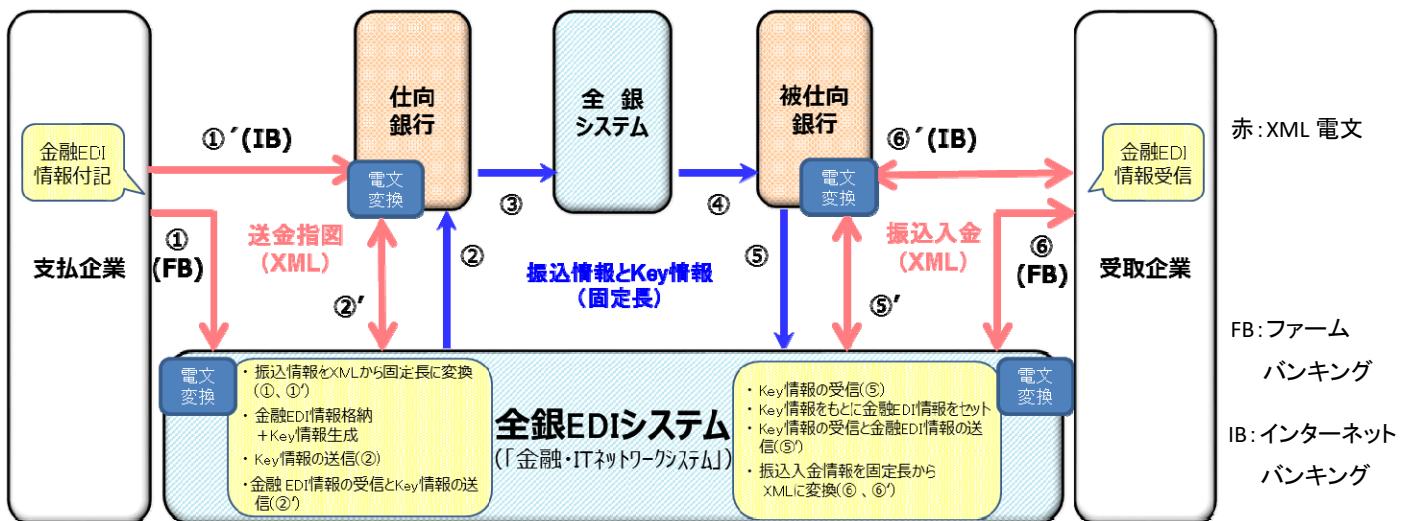


図:全銀 EDI システム概要

2. 外国為替円決済交換高

(1) 参加銀行

日銀ネットを利用して直接支払指図を交換し、交換した支払指図に係る資金決済事務を行う「加盟銀行」、および支払指図の交換と交換した支払指図に係る資金決済事務を加盟銀行に委託する「決済制度事務委託銀行」である。

(2) 対象となる取引

- ① コルレス先円勘定の振替
- ② 円建送金代金（仕向・被仕向）
- ③ 輸出入取引代金（円借款輸出代金を含む。）
- ④ 外国為替市場における売買に伴う円代金
- ⑤ 証券外為
- ⑥ 送金カバー
- ⑦ その他

(3) 統計上の用語

- ① 同時決済
流動性節約型 R T G S で処理された「同時決済口支払指図」の件数・金額
- ② 通常決済
従来型 R T G S で処理された「通常口支払指図」の件数・金額
- ③ C L S 決済分
C L S 銀行の通常口支払指図の受扱合計の件数・金額

3. CDオンライン提携取引状況

(1) MICS

MICSは、「都市銀行」「地方銀行」「信託銀行」「長期信用銀行・商工中金」「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」「信用金庫」「信用組合」「労働金庫」「系統農協・信漁連」の9業態に属する金融機関が参加し、CDオンライン提携を実施している。

(2) 取扱業務

MICSの取扱業務は、現金支払業務、残高照会業務および口座確認業務である。現金支払業務に関する資金決済は、取引日の翌営業日に各業態の資金決済幹事行間で全銀システムにより行われている。また、業態内の個別金融機関間の資金決済は、全銀システムまたは各業態の為替システムにより行われている。

(3) 取引状況（年月別・業態別）

業態間（MICS）・業態内の取引件数および支払金額であり、自行本・支店、ゆうちょ銀行接続等における取引件数、支払金額は含まれない。

4. 全国銀行個人信用情報センター運用状況

(1) 会員

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、クレジットカード会社、保証会社、政府系金融機関等

(2) 照会件数

- 会員が個人に対する与信判断の参考資料とするため、個人信用情報センターに対して照会した件数（他の信用情報機関宛照会を除く）

(3) 登録処理件数

- 会員によって登録された情報を個人信用情報センターがシステム上処理した件数で、新規登録および既存情報の変更または取消の件数

(4) 登録情報

① 取引情報

ローンやクレジットカード等の契約内容とその返済状況（入金の有無、延滞・代位弁済・強制回収手続等の事実を含む。）の履歴の情報

② 照会記録情報

会員が個人信用情報センターを利用した日、ローンやクレジットカード等の申込み内容等

③ 官報情報

官報に公告された破産・民事再生開始決定の情報（個人の情報に限る。）

④ 本人申告情報

本人確認資料の紛失・盗難、同姓同名別人の情報が個人信用情報センターに登録されており、自分と間違えられるおそれがある旨等の本人からの申告内容

⑤ 貸付自粛情報

本人に浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることから、自らを自粛対象者とする旨の本人からの申告内容

(5) 登録期間

① 取引情報

契約期間中および契約終了日（完済されていない場合は完済日）から5年を超えない期間

② 照会記録情報

当該利用日から、本人開示の対象は1年を超えない期間、会員への提供は6か月を超えない期間

③ 官報情報

当該決定日から7年を超えない期間

④ 本人申告情報

登録日から5年を超えない期間

⑤ 貸付自粛情報

申告日から5年を超えない期間

(6) 保有情報量

■ 会員および個人信用情報センターがそれぞれ登録した情報の合計

[注] 2022年11月4日をもって不渡情報の保有および提供を廃止。

(7) 情報開示請求者数

■ 個人信用情報に係る開示請求の申込をした者の数

[注] 2011年8月31日までは、来所による情報開示請求者数と郵送による情報開示請求者数の合計。

(8) 提携先情報機関からの照会件数

■ (株)シー・アイ・シーおよび(株)日本信用情報機構から個人信用情報センターに対して照会した件数

[注] 2022年5月以降、従来のCRINに加え、IDEA開始。

5. マルチペイメントネットワーク収納機関別取扱件数・金額

(1) 国庫金

国税、関税、電波利用料、労働保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、申請・届出に伴う行政手数料、納入告知書等による国庫金、歳入歳出外現金、等

(2) 地方公金

地方税（自動車税等）、国民健康保険税（料）、行政手数料・使用料、放置違反金、等

(3) 各種料金

電話料金、放送受信料、生命・損害保険料、インターネットショッピング代金、航空券代金、大学授業料、等